

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## （本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## R2波土 松原地先海岸 海・大里 深淺測量業務

### 特記仕様書

#### 第1条 業務目的

本業務は、令和元年10月の台風19号の影響により高波が発生し、波が護岸を越波したため、越波の原因を検証するための海底地形状況の把握を目的としたマルチビーム測深を行うものとする。

#### 第2条 業務内容

##### 1. マルチビーム測深

###### 1) 測量準備

作業着手前に地形状況又現場特有の作業条件等の把握を行い、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、全体作業の円滑な遂行方針を決定する。  
また、測量を実施するにあたり、必要な関係機関との調整を行う。

海上作業については、以下の法令、関係する法令等を遵守する。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1)水路業務法  | (5)海上衝突予防法               |
| (2)測量法    | (6)港湾法                   |
| (3)港側法    | (7)漁港漁場整備法               |
| (4)海上交通安全 | (8)海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律 |

###### 2) 艙装テスト

艙装とは、測量船にマルチビーム測深機器本体および周辺機器を装備、設置することをいい、計測中に取付け位置が動くことのないよう強固な固定を行う。

艙装完了後は各機器の作動確認と測量船の航走によるテスト計測を行い、各機器の正常動作を確認する。  
また、以下の項目について確認し必要事項を記録する。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1)GNSS 精度確認 | (2)機器の取り付け（オフセット） |
| (3)喫水確認      | (4)パッチテスト         |

###### 3) マルチビーム測深

測地系、基準面、測位の設定を行い、測量船に艙装したマルチビームにより深淺測量を行い、次工程の作業に必要な3次元データの作成を行う。測深にあたり、測量海域の測線計画を作成すること。また、収録データの確認において、再度測深が必要と判断された箇所について、再測深範囲を十分カバーできるよう測深計画を作成し再測深を行う。

###### 4) 報告書作成

水深図、水深デジタルデータ、断面図等の作成及び点検記録表の作成を行い、測量調査の報告書を取りまとめる。

###### 5) 打合せ

打合せは、原則として中間時1回の計1回とする。